

# 「宿泊施設安全・安心・快適化促進事業」等Q & A

令和2年5月26日時点  
長崎県文化観光国際部観光振興課

## 1. 事業の目的は？

新型コロナウイルス感染症に係る県内観光産業への多大な影響を踏まえ、緊急経済対策の一環として、宿泊者が安心して快適に過ごすことができるよう、除菌・消毒対策といった衛生面での改善や、食事方法の改善といった宿泊事業者の取組を支援するものです。

## 2. 支援メニューは？

支援メニューとしては、

### (1) 小規模支援

- ①長崎県宿泊施設安全・安心・快適化促進事業費補助金 (75/100)
- ②クリーンながさき宿泊施設環境整備事業費補助金 (15/100)

※①と②を併用し 90/100

併用する場合はそれぞれ補助金の申請が必要となりますが、②については、補助金申請提出様式を一部省略することができます。

### (2) 大規模支援

- ①長崎県宿泊施設安全・安心・快適化促進事業費補助金 (75/100)

小規模支援と大規模支援の併用も可能とします。

ご不明な点は県観光振興課観光産業振興班へお問い合わせください。

## 3. 応募期間は？

県への補助金申請については、必要書類が整い次第、随時受け付けますが、予算に限りがあることから予算がなくなり次第締め切ります。

## 4. 対象事業者は？

県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者（※1）とし、対象施設は旅館業法の「旅館営業・ホテル営業」の許可を受けている施設とします。「簡易宿所営業」「下宿営業」は対象外となります。なお、中小企業者であり複数の宿泊施設（旅館・ホテル）を運営されている事業者

におかれましては、施設ごとでの申請を可能とします。

※1：中小企業について

中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する  
中小企業者

### 5. どのようなものが対象となるのか？

「小規模支援事業」については、衛生面の改善につながる「除菌装置」、  
「次亜塩素酸ナトリウム噴霧器」や水際対策につながる「非接触型体温計」や「サーモグラフィー」など、安全安心快適化に繋がる取組に必要な「備品」の購入費用を対象経費とします。

ただし、アルコール消毒液などの消耗品購入は対象外とします。

また、補助金額の範囲は、5万円以上 **83万3千円**（4分の3）以内とします。

「大規模支援事業」については、事業内容に即した取組に必要な「改修工事」費用を対象経費とします。

例えば、共用部分の換気を改善するための「窓枠改修工事」やビュッフェ形式をやめるための「食事会場改修工事」「厨房改修工事」等

ただし、今回の事業は、受動喫煙防止のための単なる喫煙所改修工事については、対象外とします。

ご不明な点は県観光振興課観光産業振興班へお問い合わせください。

### 6. いつ購入（工事）したものが対象となるのか？

物品・備品の購入については、令和2年5月1日以降に購入した分を対象とします。

改修工事については、施行業者との契約締結が令和2年5月1日以降のものを対象とします。

### 7. 補助金を申請するにあたっての流れは？

①事業計画書（県指定様式）を作成のうえ、長崎県観光振興課あてメールにて提出してください。

提出アドレス：[kaiteki@pref.nagasaki.lg.jp](mailto:kaiteki@pref.nagasaki.lg.jp)

②県において事前審査のうえ、アドバイザー団体へ診断・助言依頼を行います。

③アドバイザー団体から県に対して診断・助言結果を踏まえた、「確認書」が送付されます。

- ④「確認書」を受け、県から事業者へ「補助金交付申請書」の提出を依頼します。
- ⑤県が補助金交付申請書を受領後、審査のうえ交付決定を行います。
- ⑥交付決定後、事業着手してください。
- ⑦事業完了、実績報告書の提出してください。
- ⑧県において実績報告審査後、確定通知書を送付します。
- ⑨確定通知書を受領後、県に対して交付請求書を提出いただき、その後、指定された口座へ補助金が振り込まれます。

## 8. 補助金交付申請の提出先は？

長崎県文化観光国際部 観光振興課 観光産業振興班  
住 所：〒850-8570 長崎市尾上町3番1号  
補助金申請書提出につきましては、郵送または持参ください。

## 9. 補助金交付申請の際に提出する書類は？

- ・ 補助金申請書（指定様式）
- ・ 事業計画書（指定様式）（※2）  
※2：事前審査においてアドバイザー確認済のものです。
- ・ 県が指定するアドバイザーの確認書（指定様式）
- ・ 県税に未納がないことを証明する納税証明書
- ・ 法人税、消費税及び地方消費税に係る未納税額のないことを証明する納税証明書
- ・ 旅館業法における営業許可書の写し
- ・ 実施事業に係る見積書の写し
- ・ 暴力団排除に係る誓約書（指定様式）
- ・ 確約書（指定様式）
- ・ その他知事が必要と認める書類

なお、指定様式については、県ホームページ（観光振興課）からダウンロードできます。

## 10. その他留意事項

本補助金で購入した備品（工事により改修した部分も含む）については、台帳整備等の管理が必要となるとともに、支援目的以外での使用、処分（更なる改修）を行う場合には、県との協議が必要になりますのでご注意ください。